

埼玉県鴻巣市総合事業サービスコード

5 通所型サービス(独自・はつらつ5.0時間以上7.0時間未満)サービスコード表

はつらつデイサービス(基準緩和型、通所型サービスA)指定事業者用

令和6年4月1日

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A6 1311	はつらつデイ③サービス/311	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 (1月の中で当該事業所において全部で5回以上)	1,745単位	1,745 1月につき
A6 1321	はつらつデイ③サービス/312		事業対象者・要支援2 (1月の中で当該事業所において全部で9回以上)	3,141単位	3,141 1月につき
A6 1313	はつらつデイ③サービス/321回数	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で当該事業所において全部で4回まで	349単位	349 1回につき
A6 1323	はつらつデイ③サービス/322回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で当該事業所において全部で5回から8回まで	349単位	349 1回につき
A6 C231	はつらつデイ③サービス高齢者虐待防止未実施減算/311	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-18 1月につき
A6 C233	はつらつデイ③サービス高齢者虐待防止未実施減算/312			事業対象者・要支援2	-36
A6 C235	はつらつデイ③サービス高齢者虐待防止未実施減算/321	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-4	1回につき
A6 C236	はつらつデイ③サービス高齢者虐待防止未実施減算/322		事業対象者・要支援2	-4	
A6 D231	はつらつデイ③サービス業務継続計画未策定減算/311	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-18 1月につき
A6 D233	はつらつデイ③サービス業務継続計画未策定減算/312			事業対象者・要支援2	-36
A6 D235	はつらつデイ③サービス業務継続計画未策定減算/321	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-4	1回につき
A6 D236	はつらつデイ③サービス業務継続計画未策定減算/322		事業対象者・要支援2	-4	
A6 6135	はつらつデイ③サービス同一建物減算/31	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(はつらつデイ③)を行う場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 376単位 減算	-376 1月につき
A6 6136	はつらつデイ③サービス同一建物減算/32			事業対象者・要支援2 752単位 減算	-752
A6 6237	はつらつデイ③サービス同一建物減算/33		1月当たりの回数を定める場合	94単位 減算	-94 1回につき
A6 5632	はつらつデイ③送迎減算/3	事業所が送迎を行わない場合		47単位 減算	-47 片道につき
A6 5030	はつらつデイ③生活上グループ活動加算/3	生活機能向上グループ活動加算		100単位 加算	100 1月につき
A6 6139	はつらつデイ③サービス若年性認知症受入加算/3	若年性認知症利用者受入加算		240単位 加算	240
A6 6130	はつらつデイ③サービス栄養アセスメント加算/3	栄養アセスメント加算		50単位 加算	50
A6 5023	はつらつデイ③サービス栄養改善加算/3	栄養改善加算		200単位 加算	200
A6 5024	はつらつデイ③サービス口腔機能向上加算Ⅰ/3	口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位 加算	150
A6 5031	はつらつデイ③サービス口腔機能向上加算Ⅱ/3		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位 加算	160
A6 6330	はつらつデイ③一体的サービス提供加算/3	一体的サービス提供加算		480単位 加算	480
A6 6031	はつらつデイ③サービス提供体制強化加算Ⅰ/31	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位 加算	88
A6 6032	はつらつデイ③サービス提供体制強化加算Ⅰ/32			事業対象者・要支援2 176単位 加算	176
A6 6137	はつらつデイ③サービス提供体制強化加算Ⅱ/31		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72単位 加算	72
A6 6138	はつらつデイ③サービス提供体制強化加算Ⅱ/32			事業対象者・要支援2 144単位 加算	144
A6 6133	はつらつデイ③サービス提供体制強化加算Ⅲ/31		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24単位 加算	24
A6 6134	はつらつデイ③サービス提供体制強化加算Ⅲ/32			事業対象者・要支援2 48単位 加算	48
A6 4021	はつらつデイ③サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/3	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(3月に1回を限度) 100単位 加算	100
A6 4022	はつらつデイ③サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/3		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200
A6 6220	はつらつデイ③サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/3	口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	20単位 加算	20 1回につき
A6 6221	はつらつデイ③サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/3		(2)口腔・栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	5単位 加算	5
A6 6331	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/3	科学的介護推進体制加算		40単位 加算	40 1月につき
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算	
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算	
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算	
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算	
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算	
A6 6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A6 8007	はつらつデイ③サービス/311・定超	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,745単位	定員超過の場合 × 70%
A6 8017	はつらつデイ③サービス/312・定超		事業対象者・要支援2	3,141単位	
A6 8009	はつらつデイ③サービス/321・定超	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で当該事業所において全部で4回まで	349単位	
A6 8019	はつらつデイ③サービス/322・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で当該事業所において全部で5回から8回まで	349単位	
				1,222	1月につき
				2,199	1日につき
				244	1月につき
				244	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A6 9007	はつらつデイ③サービス/311・人欠	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,745単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%
A6 9017	はつらつデイ③サービス/312・人欠		事業対象者・要支援2	3,141単位	
A6 9009	はつらつデイ③サービス/321・人欠	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で当該事業所において全部で4回まで	349単位	
A6 9019	はつらつデイ③サービス/322・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で当該事業所において全部で5回から8回まで	349単位	
				1,222	1月につき
				2,199	1日につき
				244	1月につき
				244	1日につき